

令和 7 年度

固定資産税(償却資産)申告の手引

神奈川県足柄上郡山北町

日頃より税務行政につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日(1月1日)現在所有している償却資産について申告していただくことになっています。(地方税法第383条<固定資産の申告>)

つきましては、この手引きを参照のうえ、申告書を作成し、山北町役場町民税務課へご提出をお願いいたします。

提出は **令和 7 年 1 月 3 1 日(金)** までにお願ひします。

- ◆申告書の提出は、なるべく郵送又は電子申告でお願いします。
- ◆郵送により申告書を提出される方で、「控用」に受付印を希望される方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ◆該当資産をお持ちでない場合や転出、廃業、解散等があった場合は、その旨を申告書の備考欄に記載しご提出ください。

申告書の提出先・問い合わせ先

〒258-0195

神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4

山北町役場 町民税務課 税務班

電話 0465-75-3641

受付時間 8:30~17:15

(土日祝日、年末年始を除く)

※提出のみの場合は、清水支所・三保支所でも受付可

償却資産の申告は**インターネット**でもできます！
(7 ページをご参照ください)

《 目 次 》

	ページ
1 償却資産とは	1
（１）償却資産とは	1
（２）償却資産の種類と具体例	1
（３）償却資産と家屋の区分	1
2 償却資産の申告について	3
（１）申告が必要な方	3
（２）リース資産について	3
（３）申告の対象となる資産	3
（４）申告の対象とならない資産	4
（５）申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合	5
（６）申告内容の確認調査について	5
3 申告の方法について	5
（１）紙の申告書等による申告方法	5
（２）電子申告による申告方法	5
（３）提出書類（提出データ）	6
（４）提出上の注意	6
4 税額等の算出方法について	6
（１）評価額の算出	6
（２）課税標準額の算出	7
（３）税額の算出	8
5 非課税・課税標準の特例・減免等	8
（１）非課税となる償却資産	8
（２）課税標準の特例が適用される償却資産	8
（３）固定資産税の減免が適用される償却資産	8
（４）耐用年数の短縮等を適用した償却資産	8
（５）「わがまち特例」による固定資産税の特例措置について	9
6 国税の取り扱いとの主な違い	10
7 よくある質問（Q&A）	11
8 一般方式による申告書等の記載方法	12
（１）償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載方法	12
（２）種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載方法	14
（３）種類別明細書（減少資産用）の記載方法	16
9 業種別の主な償却資産	17
参考資料	18

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有するものを含みます。）をいいます（地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉）。

たとえば、工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を営んでいる個人又は法人が所有する、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
第1種	構 築 物	舗装路面、橋、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、外灯等
	建物附属設備	1 建物の所有者が取り付けけた建築設備のうち、受変電設備、蓄電池設備、発電機設備、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装・内部造作、建築設備等（これらを特定付帯設備といいます）〔4ページ〈償却資産と家屋の区分表〉をご参照ください。〕
第2種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、ブルドーザー・パワーショベル・クレーン等建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」及び「000～099」、製造設備、工作機械、搬送設備、太陽光発電システム等
第3種	船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99」及び「900～999」）、構内運搬車、農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの、台車等 ※自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く。
第6種	工具、器具及び備 品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン等）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、POSシステム、事務机、自動販売機等

※業種別の償却資産については、19ページをご参照ください。

(3) 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。詳しくは、4ページ〈償却資産と家屋の区分表〉をご覧ください。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等*が取り付けけた事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。当該資産は、賃借人（テナント）等の方がご申告ください。

*「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外のものをいいます。

<償却資産と家屋の区分表>

主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		○		○
		屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	LAN設備	設備一式		○		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			○
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ		○		○
		配管・配線等	○			○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	盗難非常通報装置	設備一式	○			○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		○		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			○
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			○
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		○		○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
外構工事	外構工事	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○
		工事一式(門・塀・緑化施設等)		○		○

※自治体によって取り扱いが異なる場合があります。また、一般的な施工状況のものを想定して作成しています。

2 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

令和7年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

ア 償却資産を他に賃貸している方

イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方

オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方

カ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、「代表者氏名（外○名）」という共有名義でご申告ください。）

キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※ 償却資産を所有されていない方は備考欄に「該当資産なし」と記載して申告書の提出をお願いします。また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

(2) リース資産について

リース資産は、原則としてリース会社等（貸主）が納税義務者となりますが、契約の内容によっては資産を借りている方（借主）が納税義務者となることがあります。

リース契約内容	申告する人
一般的な賃貸借契約によるリース （所有権移転外ファイナンス・リース等）	貸主 （資産の所在する市町村へ申告）
リース期間終了後に資産が譲渡されるなど売買にあたるような契約 （所有権留保付売買として扱うリース等）	借主 （自己資産として申告が必要）

※平成20年4月1日以降に契約を締結した「所有権移転外ファイナンス・リース」については、国税（所得税・法人税）における所得の計算上・売買取引として取扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、資産を貸している方（リース会社等）が申告する必要がありますので、ご注意ください。

(3) 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）

イ 建設仮勘定で経理されている資産（建設仮勘定で経理されている資産で、完成した部分を事業の用に供している資産）

ウ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）

エ 遊休資産（一時的に稼働を停止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

オ 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）

カ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）

キ 福利厚生のために供するもの

ク 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの

ケ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

注：ク及びケについては、本ページ＜参考＞をご参照ください。

（４）申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの

△工場内のみで使用しているフォークリフト、ゴルフカート等は軽自動車税（小型特殊）の対象です。

イ 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等）

ウ 繰延資産

エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、

- ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの

オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの

＜参考＞少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの

ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	取得価額 償却方法	取得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入（*1）	申告対象外			
②	3年一括償却（*2）	申告対象外			
③	リース資産 （ファイナンス・リース）	申告対象外		申告対象	
④	中小企業特例（*3）	申告対象			
⑤	個別減価償却（*4）	申告対象			

（*1）法人税法施行令第133条第1項又は所得税法施行令第138条第1項

（*2）法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

（*3）中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です。（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

（*4）個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。（所得税法施行令第138条）

(5) 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第 386 条の規定により、過料を科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第 385 条の規定により、罰金を科されることがあります。

(6) 申告内容の確認調査について

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合は、地方税法第 354 条の規定により、罰金を科されることがあります。

また、上記確認調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合は、その年度だけではなく、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により 5 年度分（偽りやその他不正行為により税額を免れた場合は地方税法第 17 条の 5 第 7 項の規定により 7 年度分）遡及して修正することもありますのでご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり、納期は 1 回となります。そのほか調査の結果により家屋の評価を変更する場合があります。

3 申告の方法について

(1) 紙の申告書等による申告方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類に必要事項を記入して提出する方法です。次のア、イいずれかの方式で申告書等を作成し、町民税務課へ郵送又は持参にてご提出ください。**提出期限は令和 7 年 1 月 31 日（金）です。**

※ 申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ同封くださるようお願いします。

※ 「償却資産申告書」、「種類別明細書」は山北町のホームページからもダウンロードすることができます。

＜申告方式＞

ア 一般方式（増加・減少資産申告）

前年中に増加又は減少した資産を申告する方式で、評価額等の計算は町で行います。

イ 電算処理方式（全資産申告）

賦課期日（1 月 1 日）現在所有しているすべての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告する方式です。

ア、イいずれも、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

(2) 電子申告による申告方法

エルタックス

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、申告データを送信していただく方法です。紙の申告書等による申告方法と同様、一般方式と電算処理方式があります。

※ 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得したうえで eLTAX のホームページから利用の届出を行う必要があります。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせいただくか、eLTAX ホームページをご覧ください。

eLTAX ヘルプデスク 電話 0570-081459（ハイシンコク） 左記の番号でつながらない場合：03-5521-0019

[受付 9:00～17:00（土・日・祝祭日、年末年始 12/29～1/3 を除く）]

eLTAX ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

(3) 提出書類（提出データ）

		申告資産		提出書類・様式		
		令和7年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
				第26号様式	別表1 増加資産・全資産用	別表2 減少資産用
一般方式	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○
	増加又は減少した資産のない方			○		
	廃業又は全資産の所在地を町外に移転された方		○	○*1		○
	償却資産を所有されていない方			○*2		
電算処理方式	初めて申告される方	○*3		○	○*4	
	前年以前に電算処理方式により申告された方					
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方			○*1		
	償却資産を所有されていない方			○*2		
共通	税理士を介して申告される方			税務代理権限証書		

*1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄にその旨（「令和6年3月廃業」等）を記載してください。

*2 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄に「該当資産なし」と記載してください。

*3 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。

*4 種類別明細書には、全資産について資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。

※山北町で配付する申告書以外を使用される場合、用紙のサイズはA4 にしていただきますようお願いいたします。

(4) 提出上の注意

- ◆山北町内に所在する償却資産について、山北町役場町民税務課にご提出ください。また、町内に複数の資産所在地がある場合は、1 通の申告書等にまとめてご提出をお願いします。
- ◆資産が印字された種類別明細書が同封されている場合は、そちらを加除修正してご提出いただくことができます。

4 税額等の算出方法について

(1) 評価額の算出

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について、一品ごとに賦課期日（1 月 1 日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
評価額 = 取得価額 × (1 - r / 2) 又は 評価額 = 取得価額 × A	評価額 = 前年度評価額 × (1 - r) 又は 評価額 = 前年度評価額 × B

r : 耐用年数に応ずる減価率

A : 半年分の減価残存率で 9 ページ<減価残存率表>の A 欄の率です。

B : 1 年分の減価残存率で 9 ページ<減価残存率表>の B 欄の率です。

- ・1 月 1 日取得の資産については、その前年の 12 月を取得年月とします。
- ・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

・耐用年数については「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。

毎年この方法により計算し、算出した評価額が**取得価額の 5%になるまで償却**します。評価額が取得価額の 5%未満になる場合は、5%の額が評価額（評価額の最低限度）となります。

＜減価残存率表＞

『固定資産評価基準(地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示)』別表第 15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に対応する減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に対応する減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に対応する減価率 r	減価残存率	
		前年中に取得のもの A (1-r/2)	前年前に取得のもの B (1-r)			前年中に取得のもの A (1-r/2)	前年前に取得のもの B (1-r)			前年中に取得のもの A (1-r/2)	前年前に取得のもの B (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	21	0.104	0.948	0.896	40	0.056	0.972	0.944
3	0.536	0.732	0.464	22	0.099	0.950	0.901	41	0.055	0.972	0.945
4	0.438	0.781	0.562	23	0.095	0.952	0.905	42	0.053	0.973	0.947
5	0.369	0.815	0.631	24	0.092	0.954	0.908	43	0.052	0.974	0.948
6	0.319	0.840	0.681	25	0.088	0.956	0.912	44	0.051	0.974	0.949
7	0.280	0.860	0.720	26	0.085	0.957	0.915	45	0.050	0.975	0.950
8	0.250	0.875	0.750	27	0.082	0.959	0.918	46	0.049	0.975	0.951
9	0.226	0.887	0.774	28	0.079	0.960	0.921	47	0.048	0.976	0.952
10	0.206	0.897	0.794	29	0.076	0.962	0.924	48	0.047	0.976	0.953
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	0.926	49	0.046	0.977	0.954
12	0.175	0.912	0.825	31	0.072	0.964	0.928	50	0.045	0.977	0.955
13	0.162	0.919	0.838	32	0.069	0.965	0.931	51	0.044	0.978	0.956
14	0.152	0.924	0.848	33	0.067	0.966	0.933	52	0.043	0.978	0.957
15	0.142	0.929	0.858	34	0.066	0.967	0.934	53	0.043	0.978	0.957
16	0.134	0.933	0.866	35	0.064	0.968	0.936	54	0.042	0.979	0.958
17	0.127	0.936	0.873	36	0.062	0.969	0.938	55	0.041	0.979	0.959
18	0.120	0.940	0.880	37	0.060	0.970	0.940	56	0.040	0.980	0.960
19	0.114	0.943	0.886	38	0.059	0.970	0.941	57	0.040	0.980	0.960
20	0.109	0.945	0.891	39	0.057	0.971	0.943	58	0.039	0.980	0.961

* 『固定資産評価基準』とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示です。

＜参考＞耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い

平成 20 年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の一部改正により、耐用年数が大幅に変更されました。

固定資産税（償却資産）においては、平成 21 年度から、改正後の耐用年数に基づき申告していただくこととなります。評価額については資産の取得当初から耐用年数を修正する場合と異なり、平成 21 年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用し、計算を行うこととなりますのでご注意ください。

具体的な耐用年数につきましては国税庁のホームページをご覧ください。最寄りの税務署にご相談ください。

（２）課税標準額の算出

各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000 円未満切り捨て）となります。

課税標準の特例（10 ページ）の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

※ 課税標準額が 150 万円未満の場合は、課税されません。（この基準値を「免税点」といいます）

(3) 税額の算出

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\boxed{\text{課税標準額 (1,000 円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率 (100 分の 1.4)}} = \boxed{\text{税額 (100 円未満切り捨て)}}$$

＜税額の計算例（概算）＞

計算例は以下のとおりです。一般方式で申告される場合には、実際の評価計算については、町民税務課で行いますので、算出する必要はありません。

資産の 名称等	取得年月	取得価額	耐用 年数	減価率 (r)	令和7年度 評価額	合 計
舗装路面 (コンクリート敷)	令和6年 9月	2,700,000 円	15 年	0.142	$2,700,000 \text{ 円} \times (1 - 0.142 \times 1/2)$ (取得価額) = 2,508,300 円① (令和7年度評価額)	① + ② 2,794,320 円 令和7年度 評価額合計
ルーム エアコン	令和5年 11月	500,000 円	6年	0.319	$500,000 \text{ 円} \times (1 - 0.319 \times 1/2)$ (取得価額) = 420,000 円 (令和6年度評価額)	
					$420,000 \text{ 円} \times (1 - 0.319)$ (令和6年度評価額) = 286,020 円② (令和7年度評価額)	



評価額の合計 = 課税標準額(1,000 円未満切り捨て) ※特例適用なしの場合



課税標準額に税率(100 分の 1.4)をかけます。 $2,794,000 \text{ 円} \times 0.014 = 39,116 \text{ 円}$



100 円未満を切り捨てます。 $39,116 \text{ 円} \rightarrow \mathbf{39,100 \text{ 円 (税額)}}$

5 非課税・課税標準の特例・減免等

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第 348 条、同法附則第 14 条の 2 及び同法規定に基づき、山北町税条例第 20 条の 2 に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 4、同法附則第 15 条、同法附則第 15 条の 2、同法附則第 15 条の 3、同法附則第 56 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。資産の種類や取得時期によって特例率が異なる場合や軽減の対象とならない場合がありますので、根拠法令や関係法令をご確認ください。

(3) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第 367 条の規定に基づき、山北町税条例第 24 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます。(申請時期により、免除される税額が変わる場合があります。)

(4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和 6 年 1 月 2 日から令和 7 年 1 月 1 日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合

は、承認通知書若しくは届出書の写しを添付してください。これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取り扱いに準じて評価額等が算出されます。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりませんのでご注意ください。

(5)「わがまち特例」による固定資産税の特例措置について

平成 24 年度税制改正により、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」が導入されました。

【適用対象となる資産等の例】（一部抜粋）

根拠法 (地方税法)	特 例 対 象 資 産			取得時期	適用期間	特例率	添 付 書 類	
第 349 条の 3 第 27 項	家庭的保育事業に供する資産			—	期限なし	1/2	・ 児童福祉法の規定に基づき県知事に提出した届出書の写し ・ 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けたことを証する書類の写し	
第 349 条の 3 第 28 項	居宅訪問型保育事業に供する資産							
第 349 条の 3 第 29 項	事業所内保育事業に供する資産							
附則第 15 条 第 2 項第 1 号	水質汚濁防止法に規定する汚水又は廃液処理施設			R6.4. 1 ～ R8.3.31		1/2	・ 特定施設設置（使用、変更）届出書の写し	
附則第 15 条 第 2 項第 5 号	下水道法に規定する公共下水道の使用者が設置した除害施設			R6.4. 1 ～ R8.3.31		4/5	・ 除害施設新設等届出書の写し	
附則第 15 条第 25 項第 1 号イ	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備	太陽光発電設備	1 千 kW 未満	R6.4. 1 ～ R8.3.31	最初の 3 年度分	2/3	・ 再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し	
附則第 15 条第 25 項第 3 号イ			1 千 kW 以上			3/4		
附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ		風力発電設備	20kW 以上			2/3	・ 再生可能エネルギー発電設備にかかる認定通知書の写し。又は「再生可能エネルギー発電設備事業計画」の認定を受けたことがわかる書類	
附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ			20kW 未満			3/4		
附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ		水力発電設備	5 千 kW 以上			3/4		
附則第 15 条第 25 項第 4 号イ			5 千 kW 未満			1/2		
附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ		地熱発電設備	1 千 kW 未満			2/3		・ 電気事業者が発行する「電力受給契約に関するお知らせ」又は「系統連系契約書」の写し
附則第 15 条第 25 項第 4 号ロ			1 千 kW 以上			1/2		
附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ		バイオマス発電設備 (木材・農産物以外)	1 万 kW 以上 2 万 kW 未満			2/3		
附則第 15 条 第 25 項第 2 号		バイオマス発電設備 (木材・農産物)	1 万 kW 以上 2 万 kW 未満			6/7 *1		
附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ			バイオマス発電設備			1 万 kW 未満		1/2

*1 バイオマス発電設備（木材・農産物）の特例率は予定です。今後の条例等の改正により、特例率の変更が行われることがあります。

6 国税の取り扱いとの主な違い

国税（法人税・所得税）の取り扱いと地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いとの主な違いは次の表のとおりです。

項 目	国 税 の 取 り 扱 い (法人税・所得税)	地 方 税 の 取 り 扱 い (固定資産税（償却資産）の評価額)
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	【平成 19 年 3 月 31 日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 （建物については旧定額法） 【平成 19 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日取得】 定率法、定額法等の選択制度 （建物については定額法） 【平成 28 年 4 月 1 日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 （建物及び構築物・建物附属設備 については定額法）	定率法のみ 『固定資産評価基準』*に定める減価 率によります。 （9 ページ減価残存率表をご参照ください。） 【参考】 平成 19 年度政府税制調査会「平成 19 年度の 税制改正に関する答申」（18.12.1）(抄) 「固定資産税における償却資産については、資 産課税として、課税対象の資産価値を評価する ために減価を行っているものであり、法人税の 減価償却とは趣旨が異なる。」
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧 縮 記 帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 即時償却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額（1 円）	取得価額の 100 分の 5
中小企業者等の 少額資産の 損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められます。	金額にかかわらず、認められません。

* 『固定資産評価基準』とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示です。

＜参考＞取得価額における消費税の取り扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。したがって、次の通り取り扱うこととなります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方法	償却資産の取得価額における消費税の取り扱い
免税事業者	税込み経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜き経理方式	取得価額に含めない
	税込み経理方式	取得価額に含める

7 よくある質問 (Q&A)

Q 耐用年数を経過し、減価償却が終わった償却資産についても申告が必要ですか。

A 耐用年数を経過し、減価償却が終わった資産でも、事業の用に供することができる状態にある限りは、償却資産に該当しますので申告が必要です。なお、償却資産の評価額の最低限度は取得額の5%です。

Q 現在、使用していない事業用資産も申告は必要ですか。

A 一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、それが事業用に所有され、使用できる状態であれば申告対象となります。ただし、将来も使用できないような廃棄同様の状態にあるもの及び将来においても使用できないことが客観的に明確であるものについては、償却資産に該当しません。

Q 福利厚生施設にある償却資産の申告は必要ですか。

A 申告は必要です。事業の用に直接供しないであろう資産(例：医療施設・食堂施設・寄宿舍・娯楽施設等の福利厚生施設に係る資産等)であっても、企業として間接的に事業の用に供するものと認められますので償却資産の対象となります。

Q 申告内容に誤っている箇所がありました。どうすればよいですか。

A 修正申告をお願いします。通常ご提出いただいている申告書と同様に、修正後の数値等を記載し、余白に『修正申告』と明記してください。

Q 昨年中に廃業（解散・町外転出）しました。償却資産の申告は必要ですか。

A 申告は必要です。廃業された旨を申告書の備考欄に記載し、資産減少の申告をお願いします。

Q 年の途中で廃業した場合、固定資産税（償却資産）はかからなくなりますか。

A 固定資産税は、土地、家屋、償却資産のすべてについて、毎年賦課期日（1月1日）に所有している方に当該年分が課税されます。そのため、年の途中で廃業により資産が減少しても、その年の固定資産税は全額お支払いをお願いします。

Q 償却資産の申告をしましたが、納税通知書が届きません。どうしてですか。

A 納税通知書は、課税が発生している方に送付されるものです。納税通知書が届かないということは、固定資産税（土地・家屋・償却資産）の課税標準額が課税される金額に達していないことが考えられます。

Q 工事現場や作業現場の移動に伴って所在が移動する資産は、どこの市町村に申告すればいいですか。

A 所在が転々と移動する資産については原則、その主たる定置場が所在する市町村が課税団体となります。主たる定置場とは、その資産が通常定置される本拠地や、長期間の工事等で相当の期間所在する場所をいい、単に賦課期日現在の資産の所在地をいうものではありません。

Q 毎年、税務署へは確定申告をしていますが、町へも申告する必要があるのですか。

A 町への申告も必要です。税務署に提出されている書類は、国税（所得税など）の計算のためのもので、町への申告は固定資産税（町税）の計算に必要なものです。また、国税と町税では償却資産についての取り扱いが異なる部分もあります。

8 一般方式による申告書等の記載方法

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載方法

第二十六号様式（提出用）

令和 7 年度		令和 7 年 1 月 1 5 日		山 北 町 長 殿		交付 7 年度	
受付印		令和 7 年 1 月 1 5 日		山 北 町 長 殿		交付 7 年度	
償却資産申告書（償却資産課税台帳）		令和 7 年 1 月 1 5 日		山 北 町 長 殿		交付 7 年度	
1 住所		〒258-0113 山北町山北1301		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
2 氏名		山北建設 株式会社		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
3 代表者		代表 河村 太郎		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
4 事業種別		事業種別		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
5 事業開始年月		昭和38年5月		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
6 この申告に添付する者の係及び氏名		税理士等の氏名		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
7 税理士等の氏名		税理士等の氏名		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
8 短期耐用年数の承認		8 短期耐用年数の承認		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
9 増加償却の届出		9 増加償却の届出		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
10 非課税該当資産		10 非課税該当資産		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
11 課税標準の特例		11 課税標準の特例		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
12 特別償却又は圧縮記帳		12 特別償却又は圧縮記帳		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
13 税務会計上の償却方法		13 税務会計上の償却方法		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
14 青色申告		14 青色申告		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地		15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
16 借入資産(有・無)		16 借入資産(有・無)		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
17 事業所用家屋の所有区分(有・無)		17 事業所用家屋の所有区分(有・無)		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
18 備考(添付書類等)		18 備考(添付書類等)		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
令和2年10月1日に商号変更		令和2年10月1日に商号変更		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
(旧) 河村建設 株式会社		(旧) 河村建設 株式会社		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
(新) 山北建設 株式会社		(新) 山北建設 株式会社		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	
特別資産あり(法附則第15条第41号)		特別資産あり(法附則第15条第41号)		ばんりい 万随ビル		12345X(町番コードが分かれれば記載してください)	

＜1 住所＞

法人の場合は本店の所在地又は納税通知書送達先及び電話番号を記載してください。また、住所にビル名等の方書きがある場合は方書き部分にふりがなをふってください。

＜2 氏名＞

償却資産を共有されている方は「代表者 外○名」という共有名義で記入してください。あわせて、申告書右下にある「18 備考」に共有者全員の住所及び氏名を記載してください。

＜3 個人番号又は法人番号＞

個人の方は12桁の個人番号(マイナンバー)を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。償却資産を共有している方は記載不要です。

＜4 事業種目＞

事業の内容を具体的に記載してください。
事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記載してください。また、法人の場合、資本金又は出資金の金額も記載してください

＜5 事業開始年月＞

個人の方は事業を開始した年月を、法人にあっては設立年月を記載してください。

＜6 この申告に回答する者の係及び氏名＞

申告書の内容について問い合わせ先となる担当部署、氏名、電話番号を記載してください。
なお、＜7 税理士等の氏名＞が問い合わせ先となる場合は、7と同じ氏名を記載してください。

＜7 税理士等の氏名＞

税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記載してください。

税務代理をする際の提出書類

税理士又は税理士法人が、税務代理をする場合には、その権限を有することを証する書面として、税務代理権限証書をご提出ください。

＜8～14 短縮耐用年数の承認等＞

各項目の有無について、該当する方を○で囲んでください。

＜15 市区町村内における事業所等資産の所在地＞

＜1 住所＞と資産所在地が同一の場合も含めて、町内にある全ての資産所在地を記載してください。ただし、資産所在地が＜1 住所＞のみの場合は、記載不要です。

＜16 借用資産＞

借用資産(リース資産、レンタル資産)の有無について、該当する方を○で囲んでください。また、借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記載してください。

＜17 事業所用家屋の所有区分＞

該当する方を○で囲んでください。
事業用家屋がある場合は、＜15 市区町村内における事業所等資産の所在地＞欄の該当番号を記載してください。

＜18 備考(添付書類等)＞

次のような事項を記載してください。書ききれない場合は、別の用紙(任意様式)に記載してください。

ア 住所、氏名等に異動があった場合は、異動事由(商号変更等)、異動年月日、旧住所、旧氏名等参考になる事項

イ 合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等

ウ 非課税資産、課税標準の特例適用資産、減免該当資産を所有されている場合は、その根拠規定(例:法附15②1)

エ 「短縮耐用年数の短縮の承認通知書の写し」、「増加償却の届出書の写し」等、添付した書類の名称

オ 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名

カ 償却資産を共有されている場合は、所有者全員の住所、氏名(個人番号又は法人番号の記載は不要)

例:河村太郎 外1名の場合

河村花子(山北町山北1301)

キ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

※償却資産を所有されていない方は、「該当資産なし」等の付記をお願いします。

＜取得価額＞

前年前に取得したもの(イ)

昨年までの申告に基づき、取得価額を記載してください。

前年中に減少したもの(ロ)

(イ)のうち、前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。

前年中に取得したもの(ハ)

今回新たに申告いただく資産の取得価額を記載してください。

※ 申告漏れや、移動により受け入れた資産については、(イ)ではなく(ハ)に記載してください。

(2) 種類別明細書 (増加資産・全資産用) の記載方法

◎令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産を記載してください。また、令和2年1月1日以前に取得した資産で、申告する必要のある資産を記載してください。

◎山北町に初めて申告される方は、令和7年1月1日現在所有している全ての資産を記載してください。

第二十六号様式別表一 (提出用)

A 令和 7 年度

種類別明細書 (増加資産・全資産用)

※ 所有 者 コー ド ※		所 有 者 名		G						
B 12345X		山北建設 (株)		H 1 枚目						
行番	資産の種類	C 資産の名称等	数量	取得年月	(イ) 取得価額	(ロ) 減価償却率	(ハ) 価額	(ニ) 課税標準額	増加事由	摘要
号				年 月	額	率	千円	千円		
01	1	アスファルト舗装	1	5 6 6	1650000				2	
02	6	BS36型テレビ	1	4 28 11	375900				1.2	申告忘れ
03	6	ノートパソコン (PCV3)	1	5 6 4	100000				1.2	中古品取得
04	6	複写機	1	5 6 12	600000				3.4	1月1日取得
05	2	レーザー搭載型ドローン	1	5 6 7	800000				3.2	特附15⑤
06									1.2	
07									3.4	
08									1.2	
09									3.4	
10									1.2	
11									3.4	
12									1.2	
13									3.4	
14									1.2	
15									3.4	
16									1.2	
17									3.4	
18									1.2	
19									3.4	
20									1.2	
小 計			5		3525900				3.4	

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

<A 令和 年度>

今回の申告では「7」と記載してください。

<B 資産の種類>

資産の種類に記載する数字は、次の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物・建物附属設備
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

<C 資産の名称等>

JIS基本漢字等以外の文字を使用されていた場合、類似の文字に置き換えて登録することがあります。

<D 取得年月>

資産を取得した年月を記載してください。ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。

元号については、次の例を参考に記載してください。

例：令和元年⇒R1、令1（令和1）、51

平成31年⇒H31、平31（平成31）、431

※ 数字での元号表記：令和＝5、平成＝4、昭和＝3

<E 取得価額>

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費用を含む）を記載してください。併せて、次の点にご留意ください。

ア 圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記載してください。

イ 事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記載してください。（事業専有割合による取得価額のあん分は固定資産税の評価上、認められていません。

ウ 店舗設備等を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては、取得価額を見積もって記載してください。

<F 耐用年数>

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。

なお、中古資産について、見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記載してください。

<G 一枚のうち_枚目>

種類別明細書（増加資産・全資産用）のページを記載してください。

<H 増加事由>

資産を取得した事由については、該当する番号を選択してください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

<I 摘要>

当該資産にかかる特記事項としてア～クのような事項を記載してください。

ア 資産の申告もれがあった場合は、その旨の表示

（例：申告もれ）

イ 課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項（例：特349の3①）

ウ 他の市区町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月（例：R1. 6小田原市）

エ 耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示（例：短縮）

オ 中古資産の見積耐用年数を適用している資産について

は、その旨の表示（例：中古）

カ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示

（例：増加償却）

キ 耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、その旨の表示（例：H20改正前10年）

ク その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

9 業種別の主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産の例示です。

業 種	資 産 の 名 称
共 通	駐車場設備、舗装路面、門・塀・緑化施設等の外溝工事、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、給排水設備、中央監視装置、受変電設備、自家発電設備、パソコン、LAN設備、レジスター、POSシステム、電話・FAX機、壁掛けエアコン、応接セット、金庫、キャビネット、事務机・椅子、内装・内部造作・建築、物置（基礎のないもの）等
ホテル・旅館業・入浴施設	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備、庭園（植栽）、露天風呂、四阿、独立キャノピー、カラオケ機器、照明設備、接客用備品、温泉循環施設、温泉用配管施設等
飲 食 店	接客用家具・備品、厨房設備、冷凍・冷蔵庫、カラオケ機器、テレビ、放送設備、日よけ等
不動産貸付業・駐車場業	敷地舗装、駐車場の機械装置、自転車置き場、ごみ置き場、太陽光パネル等
建 設 業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税の課税対象となるべきものを除く）、ポータブル発電機、ポンプ等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）、自動販売機、日よけ等
理容・美容業	パーマ器、タオル蒸器、理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	各種医療機器（ベッド、分娩台、電気血圧計、保育器、レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、各種検査機器等）、各種事務機器、待合室椅子等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
ガソリン給油所	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、照明設備、コンプレッサー等
売 電 業	太陽光発電設備一式（太陽光パネル、架台、送電設備、電力量計、パワーコンディショナー）、フェンス等 ※太陽光パネルは、仕上材の場合、家屋として取り扱います。
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
木 工 業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
農 林 業	ビニールハウス（固定資産税上家屋として評価されないもの）、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、モノレール、果樹棚、製茶設備、温室管理装置、乾燥機、その他農業用機器等
畜 産 業	牛舎・鶏舎・豚舎等の畜舎（固定資産税上家屋として評価されないもの）、集乳設備、サイロ（金属造）等
※法人税を計算するための税務会計と固定資産税の計算にはいくつかの相違があり、税務会計上では家屋とひとくくりになっても、建築設備や外構工事のように固定資産税の家屋に含められない資産は、償却資産の申告対象となります。（4 ページ＜償却資産と家屋の区分表＞もご覧ください。	

参考資料

償却資産の範囲

○土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産

①「事業の用に供する」とは

- ・「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいうものであって、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とするものである必要はない。
- ・「事業の用に供する」とは、その本来業務に直接使用するもののみならず、その事業について直接であると間接であるとを問わず使用される資産で税務会計上減価償却できるものであれば、償却資産として課税客体となる。

→ 企業の福利厚生施設(医療施設、食堂施設、寄宿舎、娯楽施設等)等

②「事業の用に供することができる」とは

- ・「事業の用に供することができる」とは、現に事業の用に供している資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供できると認められる状態にあれば足りる。

【遊休・未稼働資産】→ いつでも稼働し得る状態にあるものは課税客体となる。

【用途廃止資産】→ 解体等されていないだけで、今後も使用されないものは課税客体とはならない。

○法人税法等における減価償却資産

①減価償却額又は減価償却費等の意味

固定資産税の課税客体である償却資産は、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上「損金又は必要な経費に算入されるもの」でなければならない。

②「損金又は必要な経費に算入されるもの」とは

その減価償却費が現に損金又は必要な経費に算入されない資産であっても、本来損金又は必要な経費に算入されるべき性格のものであれば課税客体となる。

→ 簿外資産、償却済資産、建設仮勘定中の資産で事業の用に供している資産等

※無形減価償却資産及び自動車税又は軽自動車税の種類別の課税客体である自動車及び軽自動車は除く。

償却資産と家屋の区分

償却資産とは、「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産」

→ 一般的には、社会通念上「家屋」に該当するか否かを判断

不動産登記事務取扱手続準則 (建物認定の基準)

第77条 建物の認定に当たっては、次の例示から類推し、その利用状況等を勘案して判定するものとする。

一 建物として取り扱うもの

- ア 駐車場の乗降場及び荷物積卸場。ただし、上屋を有する部分に限る。
- イ 野球場又は競馬場の観覧席。ただし、屋根を有する部分に限る。
- ウ ガード下を利用して築造した店舗、倉庫等の建造物
- エ 地下停車場、地下駐車場又は地下街の建造物
- オ 園芸又は農耕用の温床施設。ただし、半永久的な建造物と認められるものに限る。

二 建物として取り扱わないもの

- ア ガスタンク、石油タンク又は給水タンク
- イ 機械上に建設した建造物。ただし、地上に基脚を有し、又は支柱を施したものを除く。
- ウ 浮船を利用したもの。ただし、固定しているものを除く。
- エ アーケード付街路(公衆用道路上に屋根覆いを施した部分)
- オ 容易に運搬することができる切符売場又は入場券売場等

なお、事業のために使用されている家屋であってその家屋の全部又は一部がそれに付設する構築物とその区分が明瞭でなく、その所有者の資産区分においても構築物として経理されているものについては、その区分の不明確な部分を償却資産として取り扱うことが適当であるとされている(取扱通知第3章第1節三)。

建物附属設備（建築設備）について

固定資産評価基準第2章第1節

一～六 略

七 建築設備の評価

家屋の所有者が所有する電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等の建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となつて、家屋の効用を高めるものについては、家屋に含めて評価するものとする。

◆平成12年1月28日付け自治評第5号自治省税務局資産評価室長通知
「家屋の建築設備の評価上の取扱いについて」より

○「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている」ことの要件

- ア 家屋の評価に含める建築設備は、当該家屋の特定の場所に固定されているものであること。
- イ 壁仕上げ、天井仕上げ、床仕上げ等の裏側に取り付けられているものは、家屋に含めるものであること。
- ウ 屋外に設置された配線・配管及び家屋から独立して設置された設備は家屋と構造上一体となっているものではないので、家屋に含めないものであること。
- エ 屋外に設置された設備であっても、配線、配管等により屋内の機器と一体となって一式の建築設備としての効用を発揮しているものについては、当該一式の建築設備について、家屋に含めるか否かを判定するものであること。
- オ 消耗品に属するものは、家屋に含めないものであること。

○「家屋の効用を高めるもの」の要件

当該建築設備を家屋に設置することにより、「家屋自体の利便性」が高まるものをいうものである。

特殊な場合の納税義務者（償却資産）

1 所有権留保付売買資産の納税義務者

所有権留保付売買資産の所有権は本来売主に留保されるが、売主及び買主の共有物とみなされ（法342③）、売主及び買主が連帯納税義務を負う（法10の2①）。

ただし、実務上、社会の納税意識に合致するよう、原則として、買主に対して課税する（取扱通知第3章第1節十）

2 リース資産の納税義務者

リース資産は、原則としてリース会社が納税義務者となる。

ただし、ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リースとして扱う場合（リース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価による譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引の場合）は、所有権の移転は当初から決まっており、実質的に所有権は賃借人にあるため、賃借人は連帯納税義務を負う。この場合、実務上、賃借人（実質的な買主）に対して課税する。

3 譲渡条件がある信託の引受をした償却資産の納税義務者

信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところにしたがって、その信託会社が第三者に譲渡することを条件としてその第三者に賃貸し、かつ、その第三者がこれを事業の用に供しているものについては、その第三者を所有者とみなす（法343⑨、取扱通知第3章第1節十二）。

4 家屋の附帯設備に係る納税義務者

家屋の所有者以外の者が取り付け、付合により家屋の所有者が所有することとなった附帯設備で、当該取り付けた者の事業の用に供することができるものについては、当該取り付けた者を所有者としてみなして課税することができる。（法343⑩）なお、この場合において当該取り付けた者に対して課税するためには、その旨を市町村の条例に定める必要がある。

マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載と本人確認について

1. マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

償却資産申告書(償却資産課税台帳)「3 個人番号又は法人番号」欄に、個人(個人事業主含む)の方は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

2. 本人確認の方法

個人番号を記載した申告書を窓口又は郵送で提出していただく場合、なりすまし行為を防ぐため、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」16条に基づいた本人確認を行いますので、ご協力をお願いします。

本人確認では番号確認、身元確認及び代理権確認を実施いたします。下の表に記載の各確認事項につき、必要書類の写しのご提出をお願いします。なお、電子申告(電子証明書により本人確認を実施)及び法人番号を記載して申告する場合は、本人確認書類は不要です。

●本人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類(いずれか1点)
番号確認	個人番号カード(裏面), 通知カード, 個人番号が記載された住民票の写し 等
身元確認	個人番号カード(表面), 運転免許証やパスポートなど顔写真付きの身分証明書 ※健康保険証や年金手帳など顔写真のない身分証明書の場合は2点

●代理人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類(いずれか1点)
本人の番号確認	本人の個人番号カード(裏面), 本人の通知カード, 本人の個人番号が記載された住民票の写し 等
代理人の身元確認	代理人の個人番号カード(表面), 代理人の運転免許証やパスポートなど顔写真付きの身分証明書 ※健康保険証や年金手帳など顔写真のない身分証明書の場合は2点 代理人の税理士証票 等
代理権の確認	委任状, 税務代理権限証書 等 ※必ず原本をご提出ください(写し不可)。

町税の納税は、口座振替で！

口座振替納税は、指定した金融機関の口座から、納期限の日自動的に引き落として納税できる便利な制度です。一度申し込みをすると毎年継続され、納め忘れる心配がありません。ぜひ口座振替納税をご活用ください。

【口座振替納税のできる金融機関】

横浜銀行・スルガ銀行・さがみ信用金庫・中央労働金庫・かながわ西湘農協・ゆうちょ銀行

【手続する場所】

町民税務課(郵送での手続きも可能です。詳しくはお問合せください。)

山北町内の金融機関

【手続に必要なもの】

振替を希望する金融機関の預金通帳・お届け印

↓切り取って封筒の宛名にご使用ください。

**〒258-0195
神奈川県足柄上郡
山北町山北1301番地4**

**山北町役場 町民税務課税務班
償却資産担当 行**

令和7年度 償却資産(固定資産税)申告の手引

令和6年12月発行

編集・発行 山北町役場 町民税務課税務班

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4

電話 0465(75)3641(直通)

E-mail chomin-zeimu@town.yamakita.kanagawa.jp